

○川島町有草刈機貸出しに関する要綱

平成24年8月30日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、町有草刈機を公務に支障のない範囲において、地域環境整備活動を行う町内の団体に貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町有草刈機 町が購入し、管理する草刈機をいう。
- (2) 地域環境整備活動 地域の環境美化運動及び花いっぱい運動その他公共の福祉の向上を目的とする地域組織による奉仕活動をいう。

(貸出しの対象となる団体)

第3条 町有草刈機を借り受け、使用することができる団体（以下「借受け団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内の自治会及び行政区等の地域組織
- (2) その他公共の福祉の向上を目的とする団体で、町長が特に必要と認めた団体

(貸出日及び貸出しの時間帯)

第4条 町有草刈機の貸出しは、次に掲げる日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(貸出期間)

第5条 町有草刈機の貸出期間は、5日以内とする。

(使用地域)

第6条 借受け団体が、貸出した町有草刈機を使用できる地域は、町内のみとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(町有草刈機の使用申請)

第7条 町有草刈機を使用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、

町有草刈機を使用しようとする日の30日前から5日前までの開庁日（第4条各号に規定する日以外の日をいう。）に、川島町有草刈機使用許可申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入して町長に申請するものとする。

2 申請の受付窓口は、総務課自治振興・危機管理グループとする。

（使用の許可又は不許可）

第8条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、及び町有草刈機の公務利用の有無等を確認したうえで、申請書の内容が適当であり、かつ、公務に支障がないと認めたときは、川島町有草刈機使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は当該申請を不許可とし、様式第3号により申請者に不許可である旨を通知するものとする。

(1) 申請書の内容が地域福祉の向上に資するものと認められない場合

(2) 申請者が町有草刈機を使用しようとする日に、町有草刈機を公務で使用する場合

(3) その他町有草刈機の使用を許可することが適当でないと認められる場合

（許可の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

(1) 緊急かつやむを得ない事由により、町有草刈機を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき。

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) この告示又は許可書に付した条件に違反したとき。

（貸出し及び返還並びに使用上の遵守事項）

第10条 第8条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、町有草刈機を借り受けようとする場合は、許可書記載の貸出し場所において、町有草刈機を借り受けるものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 使用者は、町有草刈機を借り受けている間は、許可書を保管しなければならない。

3 使用者は、町有草刈機の使用が終了した場合は、町有草刈機の清掃を行い、許可書記載の返還場所へ町有草刈機を返還するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 使用者は、前項の規定により町有草刈機を返還したときは、総務課自治振興・危機管理グループ職員による点検を受けなければならない。

(貸出料)

第11条 町有草刈機の貸出料は、無料とする。ただし、町有草刈機の使用に係る燃料代は、すべて使用者の負担とする。

(禁止事項)

第12条 使用者は、町有草刈機の使用にあたり次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 借り受けた町有草刈機を第三者に転貸し、又は申請書に記載された目的以外に使用すること。
- (2) 借り受けた町有草刈機を改造すること。
- (3) その他この告示又は許可書に付した条件に違反する行為を行うこと。

(使用中の責任)

第13条 使用者は、町有草刈機の借受中に生じた事故について、すべての責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、町有草刈機を損傷し、又は滅失したときは、現物又は代価をもって弁償しなければならない。

(貸出停止)

第15条 町長は、町有草刈機を損傷又は滅失した使用者に対しては、当該損傷又は滅失の日から起算して1年の間は、町有草刈機を貸出さないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

川島町長 あて

申請者 団体名
住 所 川島町
代 表 者 ⑩
電話番号
(当日、連絡がとれる電話番号)

川島町有草刈機使用許可申請書兼誓約書

川島町有草刈機貸出しに関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請及び誓約します。

記

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望する町有草刈機台数	台
使用の目的	
使用場所	
使用に関する誓約書	川島町有草刈機貸出しに関する要綱に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。 1 貸出期間中に町有草刈機により生じた事故については、使用者において一切の責任を負うものとします。 2 貸出期間中に使用者の不注意又は故意により町有草刈機に故障破損が生じた場合及び紛失した場合は、使用者において弁償するものとします。 3 町有草刈機の転貸及び目的外使用は行いません。 4 町有草刈機の燃料は、使用者の負担とします。(燃料は、レギュラーガソリン50：2サイクルエンジンオイル1の潤滑油混合ガソリンを使用してください。) 5 その他事故等の際し、川島町に一切の迷惑及び損害をかけません。

決裁欄				

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

団体名()
住所
代表者 氏名 様
連絡先

川島町長

川島町有草刈機使用許可書

川島町有草刈機貸出しに関する要綱第8条第1項の規定により、町有草刈機の使用については条件を付して許可します。

なお、許可条件及び川島町有草刈機貸出しに関する要綱に違反した行為があった場合は許可を取り消します。

貸出しを行う町有草刈機台数	台
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸出場所	
返還場所	
許可条件	1 使用目的以外に使用しないこと。 2 第三者に転貸しないこと。 3 災害等その他の事情により、貸出草刈機を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、許可を取り消すことを了承すること。 4 使用中給油が必要となった場合は、使用者が負担すること。 5 使用後は、清掃し、返還すること。 6 事故等が発生した場合は、直ちに事故処理をしたうえで、下記連絡先まで連絡すること。なお、借受中に生じた事故については、使用者においてすべての責任を負うこと。 7 万一事故等により使用機械を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の自己負担とする。 8 その他使用許可申請書兼誓約書記載の誓約事項を遵守すること。
事故発生時の連絡先	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

団体名()
住 所
代表者 氏 名 様
連絡先

川島町長

川島町有草刈機使用許可申請について

先に申請のあった川島町有草刈機使用許可申請については、下記の理由により不許可となりましたので通知します。

記

(理 由)

教示

1 異議申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川島町長に対して異議申し立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申し立てをした場合は、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、川島町を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において川島町を代表する者は、川島町長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申し立てをした場合は、当該異議申し立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)